

IASB、「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の改訂）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2013年11月21日、「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の改訂）」を公表した。本改訂により、IAS第19号「従業員給付」に実務上の簡便法が追加された。これにより、確定給付制度の規約で要求される従業員または第三者による拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係しない場合は、その勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することが容認される。

【要約】

- 本改訂により、確定給付制度の規約で要求される従業員または第三者による拠出は、以下のとおり会計処理される。
 - **【拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係しない場合】**勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することが容認される。
 - **【拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係する場合】**給付の総額を勤務期間に帰属させるのと同じ方法（すなわち、制度の拠出算定式または定額法）で勤務期間に帰属させる。
 - **【拠出が勤務に関連しない場合】**確定給付負債（資産）の再測定に影響を与える。
- 本改訂は、2014年7月1日以降に開始する事業年度から遡及適用される。早期適用は認められる。

【本改訂の背景】

従業員または第三者による拠出には、制度の正式な規約に示されているもの（またはその規約の範囲外の推定的債務から生じるもの）と任意のものがある。IAS第19号は2011年に改訂されたが、改訂前の規定では、従業員または第三者による拠出が勤務に関連するものである場合は、通常、その期間の勤務費用の減額とされていた。

これに対して、IAS第19号（2011年改訂版）では、確定給付債務を測定するにあたって、企業にとっての給付の最終的なコストを減額する従業員または第三者による拠出を、その測定に反映することが要求されている。すなわち、企業は、従業員または第三者からの将来

の拠出の金額を見積り、これらを負の給付として制度の給付算定式に基づいて勤務期間または定額法により帰属することが求められる。

これらの規定は、複雑な数値計算を要求することに加え、実務上の取扱いが不明確であることから、2013年3月にIASBは公開草案「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の改訂案）」を公表した。本公開草案において、確定給付制度の規約で要求される従業員または第三者による拠出があった場合は、当該拠出の支払義務が生じた期間に係る勤務のみに関連している場合に限り、その期間の勤務費用の減額として認識することを容認する簡便法が提案されていた。

IFRS解釈指針委員会及びIASBは、本公開草案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議を行った結果、簡便法の適用範囲を明確化した上で、本改訂を公表した。

【本改訂の内容】

本改訂により、確定給付制度の規約で要求される従業員または第三者による拠出は、以下のとおり会計処理される。

【拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係しない場合】

本改訂は、以下のすべての要件を満たす従業員または第三者による拠出に関する会計処理を簡素化した。

- 確定給付制度の正式な規約に示されている
- 勤務に関連する
- 拠出額が勤務年数と関係しない

この実務上の簡便法が該当する従業員または第三者による拠出は、関連する勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することが容認される。

勤務年数と関係しない拠出の例示には以下が含まれる。

- 従業員の給与に一定割合を乗じて算定される拠出
- 勤務期間を通じて固定金額の拠出
- 従業員の年齢に連動する拠出

なお、この簡便法を適用しない場合は、以下の、拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係する場合と同じように会計処理する。

【拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数と関係する場合】

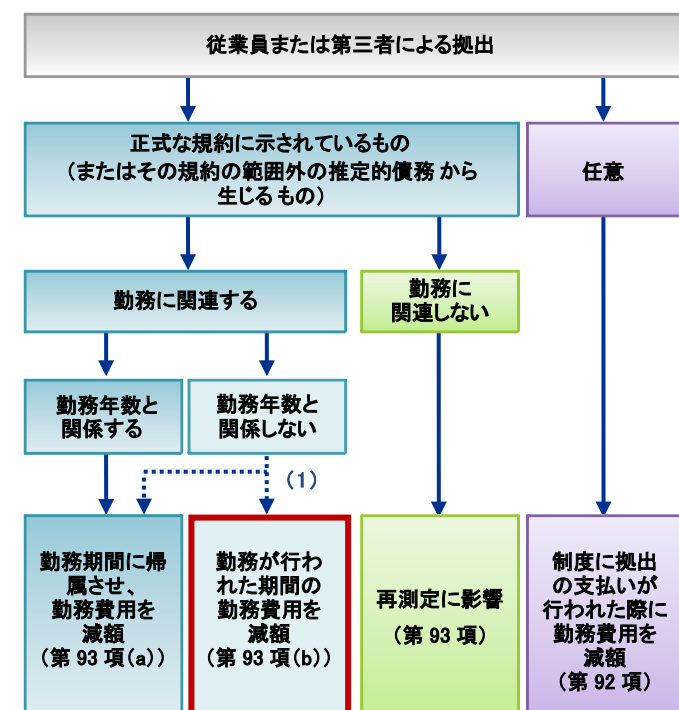
本改訂は、勤務に関連する従業員または第三者による拠出の帰属方法を明確化した。

勤務に関連する従業員または第三者による拠出の金額が勤務年数と関係する場合は、IAS第19号第70項で要求されている給付の総額を勤務期間に帰属させるのと同じ方法で勤務期間に帰属させなければならない。すなわち、制度の拠出算定式または定額法により、拠出を勤務期間に帰属させることとなる。

【拠出が勤務に関連しない場合】

従業員または第三者による拠出が勤務に関連していない場合は、確定給付負債（資産）の再測定に影響を与える。勤務に関連しない拠出の例示として、制度資産に係る損失または数理計算上の差損から生じた積立不足を削減するために拠出が要求される場合があげられる。

なお、本改訂において、従業員または第三者による拠出の会計処理を示す適用指針として、以下のフローチャートが付録Aに記載されている。



(1) 点線はいずれかの会計処理を選択できることを意味する

【適用日】

本改訂は、2014年7月1日以降に開始する事業年度から適用される。ただし、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められるが、早期適用する場合は、その旨を開示しなければならない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.